

平成 22 年第 9 回臨時会会議録

平成22年第9回臨時会付議事件一覧および審議結果表

(11月26日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第107号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第108号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第109号	平成22年度菊池市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第110号	平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第111号	平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第112号	平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第113号	平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第114号	平成22年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第115号	平成22年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第116号	平成22年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第117号	平成22年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決

付 録

平成22年第9回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成22年11月26日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第107号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 平成22年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第110号 平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第111号 平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
- 議案第112号 平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第113号 平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第114号 平成22年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成22年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第116号 平成22年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 議案第117号 平成22年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第107号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第109号 平成22年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第110号 平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第111号 平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
- 議案第112号 平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第113号 平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第114号 平成22年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成22年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第116号 平成22年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 議案第117号 平成22年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君
2番 城典臣君
3番 大賀慶一君
4番 岡崎俊裕君
5番 水上彰澄君
6番 東英俊君
7番 東裕人君
8番 泉田栄一朗君
9番 森清孝君
10番 中原繁君
11番 樋口正博君
12番 二ノ文伸元君
13番 中山繁雄君
14番 怒留湯健蓉さん
15番 坂本昭信君

16番 隈 部 忠 宗 君
17番 葛 原 勇次郎 君
18番 木 下 雄 二 君
19番 坂 井 正 次 君
20番 森 隆 博 君
21番 山 瀬 義 也 君
22番 境 和 則 君
23番 北 田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○
午前10時00分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第9回菊池市議会臨時会を開会します。

○
午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、怒留湯健蓉さん及び坂本昭信君を指名します。いや、坂本議員、まだですから、隈部忠宗君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

○
日程第3 議案第107号から議案第117号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に第3、議案第107号から議案第117号までの11議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成22年第9回の菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、本市は男女共同参画都市を宣言いたしました。その式典が11月20日、菊池市文化会館を会場に、多くの市民の皆様の参加のもと、盛大に開催されましたことをご報告申し上げます。今後もこれを機に男女共同参画社会づくりに推進してまいります。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第107号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議案第108号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、昨今の社会経済情勢等により、人事院から国家公務員に対する給与等の一部改正の勧告がなされ、それに準じて本市職員等の給与を改定するため、条例の一部を改正するものです。

また、議案第109号から議案第117号までの平成22年度菊池市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の補正予算案9議案につきましては、議案第107号及び議案第108号に関連する減額補正が主なものとなっております。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

それでは、議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

議案第107号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

あけていただきまして、2ページから5ページまでが一部を改正する条例です。これは平成22年8月10日に国家公務員に対する人事院の勧告が行われたことに伴い、本市の一般職の職員の給与等についてもこれに準じた取り扱いをするため、関係する条例について改正をするものです。内容につきましては、民間給与との比較を行った結果、マイナスの格差が生じたことにより、これを解消するため改正するものでございます。

まず第1点目が、一般職の職員の月例給与を引き下げるものであります。これは40歳以上の中高齢職員を対象として給与月額を平均0.1%引き下げるものであ

り、30歳代以下の若年層については引き下げは行わないものでございます。金額に引き直しますと、1人当たり平均月額で約400円程度の引き下げとなります。

第2点目は、期末・勤勉手当を0.2月分引き下げるものであり、これにつきましては12月支給分で減額を行うものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をいたしますので、新旧対照の表をあわせてごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページをあけていただきたいと思います。

左側が現行、右側が改正案となります。まず、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第1条において改正する部分でございますが、そこにありますとおり、第15条第2項の改正については、期末手当の支給率を改正するもので、一般職の職員に対する本年12月に支給いたします期末手当の支給率を0.15月減額し、100分の150から100分の135とするものでございます。

また、給料表7級の者に対する改正につきましては、同じく支給率を0.15月減額し、100分の130から100分の115とするものでございます。

中ほどの3項の改正は再任用職員に対します支給率の改正でありまして、本市には該当する職員はおりません。

下段の方でございますが、勤勉手当に関するもので、16条第2項において勤勉手当の支給率の改正を行うこととし、一般職の職員に対する本年12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05月減額し、100分の70から100分の65とするものです。

また、給料表7級の者に対する改正につきましては、同じく支給率を0.05月減額し、100分の90から100分の85とするものでございます。

第2項第2号の改正は、再任用職員に対します支給率の改正でありまして、本市には該当職員はおりません。

ただいま申し上げましたのは、12月支給の期末・勤勉手当の改正でございます。次に、2ページをお願いしたいと思います。

第2条における第15条の2項の改正につきましては、来年6月以降に支給いたします期末手当の支給率の改正で、現行の6月支給分は100分の125から100分の122.5と、また12月支給分につきましては、100分の135から100分の137.5とするものでございます。

また、給料表7級の者に対する改正については、現行の6月支給分は100分の105から100分の102.5と、12月支給分につきましては100分の115から100分の117.5とするものでございます。

中ほどの3項の改正は、再任用職員はおりませんので省略いたします。

下段の第16条第2項は勤勉手当の支給率の改正でございまして、来年6月以降に支給いたします勤勉手当の支給率の改正で、100分の65から100分の67.5とするものでございます。

また、給料表7級の者に対する改正につきましては、同じく支給率を100分の85から100分の87.5とするものでございます。

第2項第2号の改正につきましては、再任用職員に対します支給率の改正でございますので、本市には該当職員はおりません。

次に、3ページをお願いいたします。

第3条の菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、現給保障職員についても今回の一般職の職員の給与の引き下げと同様の減額調整を行うための調整率を定めたものでございます。

あけていただきまして、4ページから8ページまでの改正は行政職給料表の改正でございまして、平均で0.1%引き下げになります。先ほど言いましたように、平均で400円ほど毎月下がるという給料表になっております。

次に、議案に返っていただきまして、議案の7ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第108号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、特別職の国家公務員の給与等の改正に準じて、市長、副市長及び教育長並びに議員の期末手当について支給率を改正するものです。

8ページをお開きください。

第1条及び第2条の改正が菊池市長等の給与及び旅費に関する条例、第3条及び第4条の改正が菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第5条及び第6条の改正が菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。

それでは、新旧対照表を再びあけていただきたいと思いますが、9ページをお願いいたします。

菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の改正であります。上段が本年12月支給分の期末手当を100分の160から0.15月減額し、100分の145に改正するものです。下段が来年6月以降に支給する期末手当において、6月支給分について現行の100分の145から100分の142、12月支給分を現行の100分の145から100分の150に改正するものでございます。

次に、同じく新旧対照表の、あけていただきまして10ページをお願いいたしま

す。

菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正でございます。内容は、先ほど市長等の期末手当の改正と同じであります。上段が本年12月支給分の支給率の減額で、下段が来年6月以降の6月支給分及び12月支給分の支給率の改正でございます。

11ページをお願いいたしますが、菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正でございます。これまでと同じ内容の改正となっております。上段と下段と分かれまして、上段が本年12月、下段が来年6月と12月の支給分の改正でございます。

今回の改正によりまして、年間支給額の合計で申し上げますと、一般職の職員が現行4.15月でありましたものが、これから0.2月減額いたしまして、3.95月と改められるものでございます。市長、副市長及び教育長並びに議員の皆様が現行3.05月から0.15月減額されまして、2.90月となります。

以上が、議案第107号及び議案第108号の説明でございました。

続きまして、予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第109号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第11号）でございます。

10ページをお開きください。

今回の補正は、2,468万6,000円を減額するもので、補正後の予算総額は227億5,115万5,000円となります。

18、19ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金、節3児童福祉費負担金320万8,000円は、児童扶養手当の受給対象者増に伴う国庫負担金の増額でございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金2,789万4,000円の減額は、歳出の減に伴いまして繰り入れておりました基金を減額するものでございます。

21ページをお開きください。

今回の補正は、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改正されたことから、本市におきましても特別職と一般職の給与及び職員手当等の調整を行ったものでございます。

32、33ページをお開きください。

32ページに特別職の給与の明細書を添付いたしておりますが、その一番下の欄でございまして、右側の端になりますが、合計で123万9,000円の減額となります。

また、33ページが一般職分でございます、トータルで、下段になりますが、3,186万3,000円の減額となります。

また、特別会計分が121万1,000円の減額となることから、おのこの特別会計への操出金を減額いたしております。

以上で、議案第109号の説明とかえさせていただきます。

続きまして、議案の35ページをお開きください。

議案第110号、平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

36ページをお願いいたします。

今回の補正は、7万3,000円を追加するもので、補正後の予算総額は44億6,155万5,000円となります。補正の内容は、一般会計同様に人事院勧告に伴います職員給与と職員手当等の調整による減額となりますが、時間外勤務手当を追加補正していることから増額補正となったものでございます。

以上で、議案第110号の説明を終わらせていただきます。

次にご説明いたします議案第111号から議案第117号までの7議案につきましても、人事院勧告に伴いまして職員の給与等の調整を行ったものでございまして、総額だけを申し上げさせていただきます。

47ページをお開きください。

議案第111号、平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）でございます。

48ページをお開きください。

今回の補正は20万円を減額するもので、補正後の予算総額は4億1,244万6,000円となります。

続きまして、57ページをお開きください。

議案第112号、平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

58ページをお願いいたします。

今回の補正は57万5,000円を減額するもので、補正後の予算総額は10億3,568万7,000円となります。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第113号、平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

68ページをお開きください。

今回の補正は18万8,000円を減額するもので、補正後の予算総額を5億2,

588万7,000円とするものでございます。

次に、77ページをお願いいたします。

議案第114号、平成22年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただきまして、78ページに、今回の補正は11万1,000円を減額するもので、補正後の予算総額は1億4,193万円となります。

続きまして、87ページをお願いいたします。87ページでございます。

議案第115号、平成22年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただきまして、88ページに、今回の補正を21万減額し、補正後の予算総額を4億9,160万9,000円とするものでございます。

続きまして、97ページをお開きください。97ページでございます。

議案第116号、平成22年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

98ページをあけていただきたいと思えます。

今回、232万7,000円を減額するもので、補正後の予算総額は6億5,034万9,000円とするものでございます。

最後となりますが、107ページをお願いいたします。

議案第117号、平成22年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

あけていただきまして、補正の内容は収益的支出において3億9,726万8,000円を42万2,000円減額補正いたしまして、3億9,684万6,000円とするものでございます。

以上、議案第107号から117号までの説明とさせていただきます。

説明に1カ所漏れていた分があるようでございますので、済みませんが、追加で説明させていただきます。

議案の24、25ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目4母子福祉費、節20扶助費の962万7,000円を計上いたしております。これは児童扶養の手当給付費でございますが、児童扶養手当の受給対象者が母子家庭において37名の増となりました。父子家庭において31名の増となったことから、現期予算では12月支給分に支障を来しますので、今回の補正に計上させていただいたものでございます。

以上、ご説明させていただきます。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 議案の説明が終わりました。

ここで、議長より執行部の方をお願いをしたいと思います。このたびの一般会計の補正の中に時間外勤務手当等が予算として上がっておりますが、このことについては、臨時議会ではなくて定例会の中で出してもらおうというようなことをお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第107号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以下、関連条例、補正予算について質疑をします。

まず初めに、昨年、平成21年度は、この条例改正によって一般職1人当たり年間13万円の減、総額では約8,000万円の減額でした。では、今回の条例改正によって一般職1人当たりどれぐらい減額になるのか、また総額ではどれぐらいの減額になるのか、お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 基本的に、職員の月例給の減額及び期末勤勉手当における年間支給率の0.2月分の減額の改正でございます。議員お尋ねの今回の改正により1人当たりの減額につきましては、平均で約7万円程度になります。総額を申し上げますと、3,600万円程度の減額となります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 私は昨年の条例改正のときに、この職員の人件費削減が地域経済に与える影響、マイナスの経済効果について質疑をしました。地域経済の行く末を本気で考えるのであれば、せめて試算ぐらいすべきであるとの指摘をして、執行部からは、地域経済に与える負の影響は大きいと、心理的先行き不安、こういった答弁がありました。

では、ことしも伺いますが、今回の条例改正によって、この菊池の地域経済に与える影響はどれぐらいあると考えているのか、お聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 昨年も同様の質疑をされたことを記憶いたしておりますが、

昨年の総務部長の答弁でも、なかなか数値的にあらわすのは難しいというような答弁をなされていたと思います。2年連続の減額措置によりまして、菊池市だけの問題ではなく、日本全国規模から考えてみましても、相当な影響があるのではないかと考えております。地域経済に与える購買力の低下や外食産業への影響等も考えられるということですが、この影響について数値であらわすことは非常に難しいものがございます。試算はいたしておりませんといいますが、できていないのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 日本全国規模で大変な影響という話もありましたけど、もちろんその日本全国規模での大変さは国会で議論していただいて、あくまでやっぱり自治体でどれぐらいの影響があるのかというのは、市の執行部でやっぱり試算ぐらいはすべきだと思うんですよね。去年指摘をして、1年たって同じ条例が出るというのは夏ぐらいにもわかっているはずですから、試算はそう難しくはないと思うんですよね。やっぱりそういう試算がないと、例えばこっちでまちづくりの活性化で一生懸命やっても、活性化をする元手の部分の試算がわからないと、行政の仕事としてはちぐはぐになってくると思うので、ぜひ試算ぐらいはしていただきたいと思います。

それから、今回の改正で総額3,600万円の減額と。昨年と合わせると、昨年8,000万円ですから1億2,000万ぐらいですか、の減額。2年連続で1億2,000万円もの賃金が引き下げられる、これだけの規模の人件費削減というのは、当然職員さんの懐ぐあいだけではなくて、その消費動向にも影響するわけで、やはりこのまちづくりを考えていく上でも試算はすべきであると思います。

では、最後に伺います。

今、この公務員の人件費削減、この理由として、官民比較と、民間が下がっているから公務員も、こういう理由があります。官民の賃下げ競争が強いられているのが実態だと思うんですよね。

そこでお聞きしますけど、民間が下がったから、あるいは厳しいから公務員も下げる、では、民間が上がったら公務員は上がるのかと、上げますよと今言えるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいので、お答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 人事委員会を設置していないほとんどの全国の自治体では、

人勸を尊重し、人勸に従って改正をしてきているという実態はございます。今回も人事院勧告が民間との比較で格差が生じているということでの引き下げ措置が打ち出されまして、それに準じた取り扱いを私どももしたところでございまして、過去の例によりますと、民間が景気がよくて上がっているときには、何年か、1年か2年か、数年おくれて、また民間ベースに引き直してということで、人勸がまた引き上げの勧告をいたしてきている事例がございます。上げるのかと言われても、それはもうここではお答えできませんが、その時点では議会にお諮りしながら、議会の決定を受けて、そういう人勸が出たときにはそういう提案をするということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉君） おはようございます。

私も議案第107号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、二、三お伺いをいたします。

これは職員組合との協議事項でございますけれども、当然協議はなされたと思いますが、その協議の中身について、当該の職員組合からどういうお話があったかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 当然職員組合との申し入れもございまして、お話し合いをやらせていただいております。厳しい現実があるということで、なるだけ過度な引き下げにならないように配慮願いたいというお願いをいただいておりますが、私どもも組合と協議しながら、できるだけ、もう最低限の範囲の中で人勸を実施していきたいということで、職員の給料はできるだけ守っていきたいというお答えをしたところでございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉君） 一応妥結をしたというふうに解釈していいんですか。それが一つと、それから官民の格差ということを行いますけれども、これにはやっぱり地域差があると思うんですね。私のこの地域はやっぱり自営の方が多い、農業経営者が多いというふうなことで、この菊池市における官民の格差というのをどんなふうに分析しておられるか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 妥結に至ったかということでございますが、組合との話し合いの中でご理解をいただいているというふうに理解しております。妥結したといっても過言ではないと思います。

地域内における官民との格差ということでございますが、リーマンショック以降、パート、それから派遣社員、まあ正社員におきましても給与のカット、それからボーナスのカットというものがこの地域の企業の中にもございますし、各商業を営まれる方々におきましても、購買力の低下で所得の減というものが出てきております。農業にありましても、それが購買力の低下から消費が冷え込んでいるというふうな所得の減が出てきておきまして、非常に地域内においても所得が下がってきているものと理解いたしております。

したがって、そういう中であって公務員はまだ恵まれている方と私は理解いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉君） 一般的にはそういう見方がありますよね。ただし、やっぱり官民の格差がどのぐらいかというのは、雰囲気とか感じではなくて、やっぱり先ほど東議員が言いましたように、やっぱりシビアな分析が要るんじゃないかと思うんですね。地域社会の中のここ特有の官民の格差というものは、やっぱり当局においてはもう少し突っ込んだ分析が要るんじゃないかなと思います。いかがですか、その点。

それから、12月に反映させないように、12月の処遇に反映させないように、一部見送ったところもあったと聞いていますけれども、そういうご判断はできなかったのか、この2点。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 一概に官民の格差といいますが、大手の企業さんから中小零細企業の方もいらっしゃいますし、農工商の商業、工業、農業の方もいらっしゃいますし、なかなかどこを平均としてとるかというのは難しい部分があると思います。管内の企業の中にも、景気がよくて相当の所得を得られている従業員を抱える企業もございます。どこに焦点を当てるか、非常に厳しい、難しいと思いますが、そこあたりはできる範囲内では、ちょっと分析が必要かなとも思います。

もう一点は何だったですかね。

○14番（怒留湯健蓉君） 12月の処遇に反映させないような。

○総務部長（石原公久君） その点におきましては、55歳以上の職員の給与引き下げというものが人事院勧告で出ております。これらにつきましては、非常に今、年齢が高くなるほど引き下げ率が高いということで、昨年もそういう措置がとられておりまして、非常に55歳以上についての処遇が厳しくなっておりますので、人勧ではそういったことが出されましたけれども、熊本県、熊本市、政令都市も含めまして、ほとんどのところがこれにはもう改定しないというふうな措置がとられております。私ども熊本県内におきましても、ほとんどの市がそういった、その改正部分については改定をしないというような判断をいたしておることから、菊池市においても、そこについては今回改定はしないということにいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 議案第107号について質疑をいたします。

仮に、この給与に関する条例の一部の制定についてが否決になった場合、どのような影響が考えられるのか、質疑をいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 現行の給与が保証されるだけでございまして、影響というのは別にないかと思います。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） もう一度確認ですが、この菊池市役所がつぶれるというようなことはございませんですね。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 総額3,600万円の減額でございますので、それによって菊池市が倒れるということはないかと思いますが、ただ、郡内、それから熊本県内14市との歩調等もございまして、できればもうこの措置で議決決定いただければというふうに思っております。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第107号から議案第117号までの11議案については、会議規則第37

条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第107号及び議案第109号から117号までの議案について反対討論を行います。

過去最悪の削減幅と言われた昨年に引き続き、2年連続の減額となる今回の条例改正で、1人当たり年間7万円、昨年と合わせると2年で20万円の引き下げとなります。これが公務労働者に耐えがたい生活悪化をもたらすことは明らかです。そして、この減額は、公務労働者や家族のみならず、地域経済に与える影響が極めて大きいことも明らかです。年間3,600万円、昨年の減額と合わせると1億1,600万円もの家計所得がこの菊池からなくなれば、当然、消費は今以上に落ち込み、引き下げ額の数倍ものマイナス波及となり、地域経済はさらに冷え込んでしまいます。答弁でも、厳しさを部長が答弁されたとおりであります。

今日の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導型経済に切りかえるべきときに、内需を冷やす給与改定を行うべきではありません。消費低迷と景気悪化の悪循環、地域経済にマイナスしかもたらさない上からの改定案に、私は強く反対するものであります。

次に、議案第109号から議案第117号までの一般会計、特別会計補正予算についても、今の条例改正案の討論と同趣旨により反対をします。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第107号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号の議案について反対討論がありました。

次に、ただいまの10議案について賛成者の発言を許します。ありませんね。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） は今あったけん、次は賛成者ば募ったばってんが、どうですか、賛成ですか。

[「108号が抜けた」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） まず、原案に反対者の発言を許します。

中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 108号が抜けたようでございますので、私はこれもあわせて反対をいたします。

もう何もかも下げるばかりが能じゃない。ましてや、ただいま東議員が言われたように、地域経済に与える影響、さらには職員の皆さんもやっぱりやる気なくしますよ。そういうことは大変なことになって、結局迷惑するのは市民ですよ。もう下げるばかりでは。よってこの人事院勧告に伴う今回の117号までの議案は、すべてこれ関係しとるわけです。私はすべてに反対をいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、ただいまの108号議案に賛成者の発言を許しますが。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） なければ討論を終わります。

討論がありました議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号の11議案については起立により採決をします。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第108号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第109号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第109号は原案のとおり可

決することに決定しました。

次に、議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。したがって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第111号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。したがって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第112号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第113号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。したがって、議案第113号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第114号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第115号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第116号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第116号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第117号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。したがって、議案第117号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成22年第9回菊池市議会臨時会を閉会します。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山瀬 義也

菊池市議会議員 怒留湯 健蓉

菊池市議会議員 隈部 忠宗

第 1 号

1 1 月 2 6 日

平成22年 第9回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月26日	金	本会議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑・討論・採決 閉会宣告

平成22年 第9回菊池市議会臨時会会議録（目次）

11月26日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	25
2. 本日の会議に付した事件	25
3. 出席議員氏名	26
4. 欠席議員氏名	27
5. 説明のため出席した者の職氏名	27
6. 事務局職員出席者	27
7. 開 会	28
8. 開 議	28
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	28
10. 日程第2 会期の決定	28
11. 日程第3 議案第107号から議案第117号まで一括上程・説明・質疑・ 討論・採決	28
14. 閉 会	43